第 5926 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2018年)平成30年　3月 30日　金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 経営者保証なしの融資制度

Ｑ：経営者保証がいらない融資制度があるそうですが、どのような制度なのですか？

Ａ：次のような制度です。

【解説】

経営者保証なしでも受けられる融資制度は、平成26年２月から適用されている「経営者保証に関するガイドライン」に記載されているもので、経営者の個人補償について、

①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと

②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること

③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること

などを定めて、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援しようとするものです。

適用対象は、次のようになっています。

①主たる債務者が中小企業であること

②保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること

③主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む）について適時適切に開示していること

④主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと